



小型家電リサイクルにご協力ください

市では、貴重な資源の再利用のため、使用済小型家電のリサイクルを始めました。小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれていて、市で回収した小型家電は、国の認定を受けた認定事業者に引渡され、資源として再生されます。

**回収するもの**

家庭の電気・電池で動く家電製品で、回収ボックスの投入口（横30cm×縦14cm）に入るものが対象です。  
**（例）** 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、デジタルカメラ、フィルムカメラ、タブレット型端末、ノートパソコン、マウス、キーボード等（※一部の

製品や事業所から排出されたものは回収できません。）  
**回収ボックス設置場所**  
 下田市役所西館玄関ロビー内  
 ※回収費用は無料です。  
**回収時間**  
 平日の8時45分～17時15分

**注意事項**  
 ・ 個人情報必ず消去してください。  
 ・ 電池や用紙などの消耗品は取り外してください。  
 ・ 一度、回収ボックスに入れたものは取り出せません。

**回収できない家電** 電球、蛍光灯、電池、バッテリー、石油を使用する製品、家電リサイクル対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、電気毛布、電気カーペット等

**民間事業者による小型家電回収**  
**（有料・一部無料）**  
 小型家電リサイクルの環として、民間事業者による回収も行われています。

**●宅配回収**  
 リネットジャパン（株）が、宅配便を活用した回収を実施しています。  
 年中無休・希望日時にご家庭を訪問し、回収します。  
 ※宅配回収は有料です。申し込み方法はインターネットのみです。回収品目や申し込み方法など詳しくはリネットジャパン（株）のホームページでご確認ください。

**●店頭回収**  
 認定事業者である（株）イー・アール・ジャパンが、委託先である（株）エディオン直営店での回収を実施しています（下田市内には、エディオン下田店があります）。  
 ※回収ボックス方式ではありません。回収に当たっては有料の品目がありますので、ご注意ください。  
**問合せ先**  
 環境対策課清掃センター  
 ☎226686



市県民税申告は正しくお早めに！  
**申告期間は2月16日から3月15日まで**

平成29年度（平成28年中の所得に対する）市県民税の申告は2月16日（木）から3月15日（水）まで（土日を除く。）の9時から16時まで、市役所2階大会議室で受け付けます。また、各地区でも受け付けますので、ご確認ください（日程については2月号でお知らせします）。

**○申告の前のご準備を**

申告期間中は混雑し、待ち時間が長くなるのが予想さ

れます。収支内訳書、医療費控除は、計算を事前に済ませおいてください。

**○申告が必要な方**

平成29年1月1日に市内に住んでいた方は原則として申告が必要です。平成28年中に所得がなかった方、遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税の算定をする際の基礎資料となりますので申告してください。

ただし、所得税の確定申告をする方や、給与所得者で年末調整が正しく済まされ、その他に所得がない方は申告する必要がありません。

**市県民税の申告について**

税務課市民税係（窓口⑨）  
 ☎22218

**下田税務署から所得税の確定申告等のお知らせ**

確定申告を左記のとおり行います。期間中下田税務署では確定申告の相談は行っておりません。

**期間** 2月16日（木）～3月15日（水）（土日除く）  
**受付時間** 9時～17時  
**場所** 市民スポーツセンター 第1会議室

※混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※会場では電子申告（eTAX）による申告相談を行っています。税務署から送られたハガキ又は封書、その他昨年以前に申告会場でお渡しした茶色又は緑色の重要書類と書かれた封筒をお持ちの方はご持参ください。



「しずおか子育て優待カード」が新しくなりました（全国共通マークが入りました）。



子どもと一緒に出かけよう！

**○利用方法**

カードの裏面にお子さんの氏名、生年月日を記入してご使用ください。18歳未満の子どもを同伴した保護者又は妊娠中の方が、優待カードを協賛店舗・協賛施設で提示（妊娠中の方については、併せて母子手帳の提示）が必要で、協賛店舗側の判断により、

子ども同伴でなくても利用が可能となる場合があります。古いカードは県外においては平成29年3月末をもって使用不可となります。新しいカードをお持ちでない方は福祉事務所（窓口⑥）にて配布いたします。

**○こんな優待があります**

入園料割引、商品5%引き、飲食代10%引き、サービスシール2倍、ポイント2倍、お子さんにドリンクサービス、グッズプレゼントなどカードを提示すると様々な場で優待が受けられます（県内全域の一例です）。

※平成29年4月以降に従来のカードを使う場合、県内の店舗・施設では引き続き応援サービスが受けられますが、県外の店舗・施設ではサービスが受けられなくなります。従来のカードを使って県外の店舗・施設でサービスを受けるには、従来のカードと一緒に全国共通マーク（デジタルパスポート）の提示が必要です。

**問合せ先**  
 福祉事務所社会福祉係  
 （窓口⑥）☎22216

**無料税務相談所**

**期間** 2月16日（木）～23日（木）  
 ※土日除く  
**受付時間** 9時30分～正午 13時～16時

**場所** 市民スポーツセンター 第2会議室

**その他**  
 所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は3月15日（水）までです。消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は3月31日（金）までです。

譲渡所得（株式及び土地建物等の売却による所得）及び贈与税の申告相談は市民スポーツセンターのみで行っています。

**年金受給者の皆さま向け所得税の確定申告説明会**

収入が年金のみの方を対象とした説明会を開催します。公的年金のほかに、事業収入や不動産収入、譲渡収入などがある方は、2月16日（木）

以降の確定申告会場でご相談ください。

**日時** 2月14日（火）、15日（水）  
**受付時間** 9時～正午 13時～16時

**場所** 市民スポーツセンター 第1会議室

**持ち物**  
 平成28年分の公的年金等の源泉徴収票、各種控除の証明書・領収書、印鑑、電卓、筆記用具、金融機関の預貯金口座のわかるもの（本人名義のもの）、平成28年分確定申告のお知らせハガキ又は封書若しくは「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」等

※平成28年分以降の申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

**【本人確認を行うときに使用する書類の例】**

**例1** マイナンバーカード  
**例2** 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

**問合せ先**  
 所得税の確定申告については  
 下田税務署 ☎220185